

コートジボワール会社設立マニュアル

(法務・労務 編)

— 2024 年 改訂版 —

(2024 年 3 月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

アビジャン事務所

ビジネス展開課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）アビジャン事務所が、現地会計事務所 KPMG Côte d'Ivoire と共同で作成し、2024年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正および運用の変更などによって、内容が変更される場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG Côte d'Ivoire は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG Côte d'Ivoire がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外ビジネスサポートセンター/ビジネス展開課

E-mail：SCC@jetro.go.jp

アビジャン事務所

E-mail：CDA@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. コートジボワールの概要	1
2. 外国との金融関係／外為規制	3
2.1. 外国との取引の自由	3
2.2. 制限事項	3
2.3. 配当、貸金、利益に関するシステム	6
2.4. 違反および処罰	6
3. 国内および共同体域内における競争	6
3.1. 貿易および価格の自由	6
3.2. 予想される制限	7
3.3. 違反および処罰	9
4. 知的所有権	10
4.1. 所轄機関	10
4.2. OIPI の使命	10
4.4. 保護の地理的範囲	12
5. 不動産	12
5.1. 賃貸契約の締結	12
5.2. 不動産の購入	14
5.3. 土地の権利を取得するための手続き	15
5.4. 建築許可取得の手続き	17
6. 商事会社	18
6.1. 全種類の商事会社に共通するルール	18
6.2. 各種会社に適用される個別のルール	20
6.3. 会社設立の procedural 要件	26
6.4. 投資インセンティブ：デジタル・スタートアップ	28
7. 賃金労働者の雇用関係	28
7.1. 賃金労働者との関係の発生	28
7.2. 雇用契約の締結	31
7.3. 雇用関係の中断	34
7.4. 従業員代表	35
7.5. 労働安全衛生	36
7.6. 懲戒の権限	36
7.7. 雇用関係の解除	36
7.8. 労働争議の解決	38
8. コートジボワールの社会保障制度	39
8.1. 背景	39
8.2. 家族手当	40
8.3. 業務上の負傷および疾病	41
8.4. 退職	42
8.5. 社会保障関係の国際協定	43

1. コートジボワールの概要

コートジボワール共和国は大統領制に基づく統一国家であり、行政・立法（2016年11月より国民議会と上院からなる）・司法の三権分立を特徴としている。

経済は主に農業部門に立脚しているが、炭化水素産業・鉱業の拡大に伴い、二次産業および三次産業がGDPに占める重要性も大きくなっている。

アフリカ開発銀行の統計によると、2021-2025年国家開発計画(PND2021-2025)の改革と投資、そして天然ガスと油田の生産開始により、経済成長率は2023年に7.2%、2024年に7%まで押し上げられる見通しである。

西アフリカ経済通貨同盟（以下、UEMOA）のほかの加盟国と同様、コートジボワールの通貨であるCFAフランはユーロに対する固定相場制となっており、レートは1ユーロ＝655.957CFAフランである。

司法権は、一審裁判所、二審裁判所（控訴院）、特別裁判所・地域裁判所、および最高法院（現在は国務院、破棄院、会計院の特定の独立した司法機関により引き継がれている）により行使されている。

商取引に係る法令は、主として国内法およびアフリカ商事法調和化機構（Organisation pour l'Harmonisation en Afrique du Droit des Affaires、以下、OHADA）の法令により規定されている。後者はOHADAの加盟国すべてに適用されるものであり、これらの国々における不安定な裁判・司法制度の改善を目的としている。このほか、法環境全般および法律上の安全性の改善、また政府のニーズと納税者の能力の双方に見合った課税ルール、および投資奨励策の適合化を目的として、多くの改革、調整、革新が継続的に行われている。

理論上は、コートジボワールは自由市場経済である。しかしながら、一部の活動は、現行法規に定められた制限の対象となっている。これらの制限にはさまざまな種類があり、特に、対象となる活動を行う人の国籍に関連している場合がある。例えば、一部の専門職（弁護士、公証人、専門会計士、公認会計士、マッサージ・運動療法士、競売人、医薬品販売業など）を営むことは、コートジボワール国籍保有者にしか許されていない。

コートジボワールは、以下のとおり、多数の国際機構に加盟している。

- 国際連合
- 世界知的所有権機関（WIPO）
- 国際労働機関（ILO）
- 世界貿易機関（WTO）
- 経済協力開発機構（OECD）

その他、以下の汎アフリカ機構にも加盟している。

- アフリカ連合（AU）
- 西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）
- 西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）
- アフリカビジネス法規調和機構（OHADA）

- アフリカ保険市場会議 (CIMA)
- アフリカ広域知的財産機関 (OAPI)
- アフリカ社会保障会議 (CIPRES)
- アフリカ大陸自由貿易圏 (AfCFTA)

これまでにコートジボワールが着手した大規模改革の一つとして、国内に拠点を置くすべての企業を登記する統一識別ナンバー制度（以下、IDU）の導入が挙げられる。

コートジボワールにおける会社設立のための電子的方法の使用に関する 2015 年 3 月 24 日付オールドナンス第 2015-181 号を受け、コートジボワールにおける会社登記のための統一識別ナンバーが 2015 年 3 月 24 日付オールドナンス第 2015-182 号により導入され、2018 年 10 月 4 日に施行された。

IDU は行政当局や公的機関・民間機関でこれまで使用されていたほかの企業識別番号に代わるものである。統一識別ナンバーの普及を図るため、行政当局の各担当課が実施する企業登記に際しては、必ず投資家向けシングルウィンドーサービス (PUSI) の企業手続きプラットフォームを使用するものとする。このプラットフォームは投資促進庁（以下、CEPICI）が管理している。

各企業は以下の各記録簿への登記証明書を提示し、IDU への登記を証明するよう義務付けられる。

- 商業・私有財産登記簿
- 税務当局の納税者ファイル
- 全国社会保障公庫の雇用者名簿
- 貿易事業者名簿
- 法に定めるその他あらゆる全国規模の名簿またはファイル

統一識別ナンバー運用開始日よりも前に登記を済ませている企業は、1 年以内に CEPICI で正規化のための手続きを行うよう義務付けられる。統一識別ナンバー取得に係る CEPICI への正規化申請は、オンラインでも窓口でも受け付けている。

登記を行った企業に対する所在地の確認、管理および効果的なフォローアップ作業を行政当局が確実に実施できるよう、オンラインで設立手続きを実施したユーザーは、その所在地の届出にあたり網羅的かつ正確な情報を提供するよう義務付けられる。

上記義務に違反した企業は、当該要件を満たすまで行政当局が関与するあらゆるサービスの停止処分を受ける。

本報告書は、コートジボワールのビジネス法規の分野に適用されている法規全体をまとめたものである。

2. 外国との金融関係／外為規制

コートジボワールと外国との金融関係は、UEMOA 加盟国との対外金融関係に関する規則である、2010 年 10 月 1 日付規則第 09/2010/CM/UEMOA、およびその適用に係る各種指令により規制されている。この規則は、コートジボワールと下記の各国との間の対外金融関係に関する取引の自由が規定されている。

- ほかの UEMOA 加盟国
(ベナン、ブルキナファソ、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴ)
- ほかのフラン圏諸国 (フランスおよびその海外県・海外領土、モナコ、フランス国庫に運用口座を有する機関を持つ国)
- 外国 (UEMOA 加盟国の国際収支の作成に関わる統計上の目的のために、取引に応じて、フラン圏または UEMOA 以外の国、および当該国以外のすべての国を指す。)

2.1. 外国との取引の自由

コートジボワールに居住する者と、上述の国・地域に居住する者の取引は原則自由である。ただし、一部の取引については制限が課される。

2.2. 制限事項

2.2.1. 公認仲介事業者への手形支払場所の指定 (Domiciliation)

以下の取引については、公認仲介事業者 (西アフリカ諸国中央銀行 (以下、BCEAO)、公認銀行、郵便局、公認両替所) への支払場所の指定を行わなければならない。

- 価額が 1,000 万 CFA フランを超えるフラン圏以外の国からの輸入
- 価額が 1,000 万 CFA フランを超える外国への輸出
- 支払いを伴う輸出入
- 規則の付属資料 V に記載された品目以外の輸入
- 規則の付属資料 VI に指定された品目以外の輸出
- 郵便局仲介の代金引換を伴わない輸出

コートジボワールとほかの UEMOA 加盟国または諸外国もしくは居住者と非居住者間の為替取引、資本の移動およびあらゆる決済は、BCEAO、郵便局、公認仲介業者または公認両替所を仲介して行わなければならない。このほか、物品の国外販売によって得られた金額はすべて、支払期日から 1 カ月以内に国内へ送金され、公認銀行に預託されなければならない。

2.2.1.1. 輸入時における支払場所指定の手順

輸入の際の支払場所指定にあたり、輸入者は、サプライヤー (輸出者) が発行した請求書の写し 2 部または当該サプライヤーと締結した商業契約書の写し 2 部を、いずれの場合も原本と相違ないことを証した上で、公認仲介事業者に提出しなければならない。仲介事業者は上記書類に番号を付与し、1 通を輸入者に返却する。また、輸入業者による申告に基づき、

輸入証明書または当該商品の輸入が有効である旨の証明書が税関から 6 通発行される。この証明書は、UEMOA 加盟国の対外金融関係に関する規則第 09/2010/CM/UEMOA の資料 VIII-3 に示す雛形に沿ったものでなければならない。同様に、輸入業者は金融決済証明書が自らに対して発行されるように留意しなければならない。輸入証明書と請求書の記載事項の整合性を確認した上で、税関は輸入業者に対してその写し 2 通を返却、輸入者は支払銀行にそのうちの 1 通を送付し、残りの 1 通を保持する。

2.2.1.2. 輸出時における支払場所指定の手順

輸出の際の支払場所指定にあたり、輸出業者は支払銀行に以下の文書を提出しなければならない。

- 上述の規則の資料 VIII-4 の雛形に準じた「外為約定 (Foreign exchange commitment)」4 通
- 商業契約書またはそれに相当する文書の原本に相違ないことを証明された写し

さらに輸出業者は銀行に対し、実施した輸出の各回につき、上述の規則の資料 VIII-5 の雛形に準じる輸出許可証の写し 4 通を提出する。支払銀行で輸出書類 4 通の内容確認と、必要情報（手形支払場所指定書類番号、証印、銀行と契約する資格を有する代理人の署名）の確認が終わると、書類が輸出者に返却される。輸出者はその書類を商品の輸出時に税関に提出する。税関は、輸出書類および申告書により提供される情報をチェックし、必要な情報（申告書番号、申告証明書、税関通過日、証印、資格を有する代理人の署名）を付与し、輸出者に輸出許可証の写しの 4 通目を返却する。

2.2.2. 統計用の申告

コートジボワール国内で行われる外国直接投資および非居住者間の投資移転は、統計上の目的のため、金融機関・対外金融局(Direction des Etablissements de Crédits et des Finances Extérieures (DECFinEx, <https://decfinex.tresor.gouv.ci/decfinex/>)および BCEAO (中央銀行) に対する申告の対象となる。国内居住者による非居住者からの契約に基づく借り入れおよび外国通貨の購入・移転、またはフラン建て・ユーロ建てによる外国口座からの貸し付けによる、係る融資の返済についても、上記の機関に対し申告しなければならない。申告の処理は、公認仲介事業者により行われる。また、国内居住者が行った対外投資を清算する場合には、財政予算大臣に対して申告しなければならない。

上記の申告は以下の形式により行われる。

- 書式第 49 号「コートジボワールにおける外国投資報告書」
- 書式第 57 号「外国居住者からコートジボワール居住者に対する直接投資以外の融資に関する報告書」
- 書式第 59 号「外国居住者からコートジボワール居住者に対する直接投資以外の融資の返済に関する報告書」
- 書式第 53 号「コートジボワールにおける外国投資の一括または一部清算に関する申告書」

案件を処理するために、上記の機関は、実施する取引の性質に応じて追加書類の提出を求める場合がある。特に、融資の場合は契約書、外国投資の場合は各株主が作成した申込書および払込書の写しなどである。追加書類は 20 日以内に提出しなければならない。

2.2.3. 事前承認

取引の性質により、貯蓄・金融市場地域評議会（以下、CREPMF）、西アフリカ諸国中央銀行（BCEAO）、財政予算省、または DECFinEx により事前承認が行われる。

2.2.3.1. BCEAO および CREPMF による事前承認

以下の取引は、BCEAO 次いで CREPMF の承認を必要とする。

- 外国政府、外国の公共団体、外国企業、国際機関の証券の発行・公開・売却
- 国外の民間個人・組織の預金を構成することを目的とした居住者への勧誘
- 国外における資本投資または国外における不動産事業の株式引き受けに関する、UEMOA 加盟国内のメディアを通じた広告、公告または宣伝の掲出
- コートジボワールまたはほかの UEMOA 加盟国における発行または売却が CREPMF によって認められていない外国証券の購入

また、非居住者のためにユーロ以外の通貨による外貨口座の開設も、BCEAO による事前承認を必要とする。

2.2.3.2. 金融機関・対外金融局(Direction des Etablissements de Crédits et des Finances Extérieures (DECFinEx) , <https://decfinex.tresor.gouv.ci/decfinex/>)による事前承認

公認仲介業者による非居住者に対するあらゆる種類の融資、フラン建て・ユーロ建てによる貸し越しおよび非居住者に対する前払金は、以下のものを例外として、DECFinEx による事前承認の対象となる。

- 郵便当座貸し越し
- 輸出業者のために開設された、公認仲介事業者の外国コルレスを受取人とする引受荷為替信用状

規則第 09/2010/CM/UEMOA 附属書 2 の第 37 条および第 38 条 1 項に記載されたもの以外の事例に属する国内証券または外国証券の預託または引き出しは、DECFinEx または BCEAO による事前承認の対象となる。

2.2.3.3. 経済財政省による事前承認

以下の各項については、経済財政省による認可の対象となる。

- 資本取引の名目での外国への支払い
- 規則第 9 条に該当しない、外国との金の輸出入
- 対外投資（75%以上の資金を外国からの借入によらなければならない）
- 在住者による投資の清算により得られた資本の国外での再投資
- 国外における財産の形成
- 居住者の国外での口座開設
- 居住者の名義による外貨建国内口座の開設

上記の各許認可は、それぞれの機関を介して申請する。

2.3. 配当、賃金、利益に関するシステム

資本公司または人的会社の利息、配当、持分および利益、ならびに、雇用契約による給料、俸給および謝礼は、自由に国外に送金することができる。ただし、関係する公認仲介事業者に、上記の金額を記載した証拠書類を提出しなければならない。

2.4. 違反および処罰

輸出収益に関する申告義務または本国送還の義務および、規則第 09/2010/CM/UEMOA に規定されている手続きまたは要求されている形式の不遵守（事前承認を取得しないまたは準拠すべき条件を遵守しない）場合は、1～5年の禁固刑が科されるとともに罰金の支払いが命ぜられる(最低金額：当該違反に係る取引総額、最高額：取引総額の5倍)。

3. 国内および共同体域内における競争

コートジボワール国内で活動を行う企業は、競争の権利に関する規則を順守しなければならない。企業活動がコートジボワール国内市場のみか、UEMOA 域内に関連するかにより、競争委員会もしくは UEMOA の委員会の何れかにより反競争行為に関する規定が適用される。国内の競争は、競争に関する 2013 年 9 月 20 日付オールドナンス第 2013-662 号により規制されており、競争に関する 2013 年 12 月 23 日付法律第 2013-877 号により批准された。前述の 2013 年のオールドナンスは、2019 年 5 月 8 日付オールドナンス第 2019-389 号により改正された。

これらの法規は、共同体全体に適用される条文、特に以下の各々により補足されている。

- 規則第 02/2002 号（反競争的取引行為に関する規則）
- 規則第 03/2002 号（UEMOA 域内における共謀および市場での支配的地位の濫用に適用される手続きに関する規則）
- 規則第 04/2002 号（UEMOA 域内での政府支援について）

3.1. 貿易および価格の自由

コートジボワールへの輸入およびコートジボワールからの輸出／再輸出は、その物品の原産地および発送地にかかわらず、禁止・制限事項および公共の秩序を遵守している限り、自由である。また、国内で交換される物品およびサービスの価格は、公正な競争ルールにより自由に決定される。

3.2. 予想される制限

3.2.1. 政府による価格統制

物品およびサービスの価格は政府により統制される場合があるが、ここで対象となる物品およびサービスは、生活必需品や大量消費財である。競争が法律もしくは独占的な状況により制限されている場合、政府により価格統制が行われる場合がある。しかしながら、政府による価格統制は、競争委員会の勧告に従うものとされている。

2013年12月23日付法律第2013-877号により批准された競争に関する2013年9月20日付オールドナンス第2013-662号を修正する2019年5月8日付オールドナンス第2019-389号以降、市場が明らかに異常な動きをしており、その結果として物品またはサービスの価格が過剰に上昇した場合、政府はその対策を取ることができる。このため、国と関係業界との協議による提案に基づき、競争委員会の意見を受けた後、政府は、2019年に採択された改正オールドナンスによって定められた条件の下で、物品およびサービスの価格設定、上限設定、売買差益の承認手続きを閣議決定した政令により実施できる。

3.2.2. 価格に関する情報

消費者は、価格、契約上の責任が制限される可能性、特別な販売条件について情報を提供されなければならない。このような情報は、マーキング、ラベル、告示またはその目的にふさわしいほかのあらゆる方法によって提供される。

3.2.3. 請求

以下の行為を行った場合、必ず請求書を発行しなければならない。

- 専門家、事業者、小売業者、職人による販売
- 該商品の加工の有無にかかわらず販売を目的とした商品の購入
- 事業者、職人または小売業者の事業にとって必要なため、これらの者の代理として、またはそれらのために行われた購入
- ほかの専門家のために専門家が提供したサービス

請求書は、販売が有効となった時点、またはサービスが提供された時点で発行しなければならない。

3.2.4. 輸入認可手続き／輸入制限措置

閣議を経た政令に定める一部の物品については、輸入認可手続きまたは輸入制限の対象となる場合がある。

3.2.5. 輸入品価格の検査と比較

コートジボワールに輸入される物品は、荷揚の前に、質的・量的な検査および原産国・輸出国で適用される価格との比較が課される場合がある。

3.2.6. 禁止されている行為

一部の行為は UEMOA 域内に適用される共同体規則により禁止されており、そのほか2013年12月23日付法律第2013-877号により批准された競争に関する2013年9月20日付オールドナンス第2013-662号を修正する2019年5月8日付オールドナンス第2019-389号により、コートジボワールのみ適用され、禁止されている行為がある。

UEMOA 域内に適用される共同体規則により禁止されている行為は以下のとおりである。

- コートジボワール国内および UEMOA 域内における公正な競争ルールを制限する、または歪めることを狙った、企業間のすべての協約、連合、協調行動。特に、
 - ほかの企業の市場へのアクセスまたは自由な競争を制約するような協約
 - 直接的もしくは間接的な価格の設定、販売価格の制御、より一般的には価格の上昇または下降を人為的に操作することにより市場の公正なルールによる価格決定を阻害することを目的とするような協約
 - 市場または供給資源の分配
 - 製造、販路、技術開発または投資の制限または制御
 - 同等の取引に不公平な条件をつけることによる、複数の取引相手間への差別行為
 - 本質的に、または商的慣習からすれば契約の目的とは関係のない追加的なサービスを取引相手が受けることを契約の条件とすること。
- コートジボワール国内市場または UEMOA 域内市場における支配的な地位の濫用につながるような一つまたは多数の企業による、あらゆる行為、またはこれに類する行為。特に、
 - 不公正な購入価格・売却価格、その他の取引条件の強要
 - 消費者にとって不利益になるような生産、販路・技術開発の制限
 - 取引相手に、同等の取引に対し不公平な条件を適用することで、競争において不利益を科すること。
 - 本質的に、または商的慣習からすれば契約の目的とは関係のない追加的なサービスを取引相手が受けることを契約の条件とすること。
 - 企業の集中化（吸収合併、経営権取得、ベンチャー企業の創設）
- 一部の企業または製造事業を支援するような、公正な競争ルールを歪める可能性の高い、政府による支援または政府の資源を用いた支援

以下の行為は競争に関する 2013 年 12 月 23 日付法律第 2013-877 号により禁じられている。

- コストを下回る価格設定
- 最低再販価格の強要
- 低額の景品やサービス、見本品などの販売を除くプレミアムを設定した取引
- 販売拒否・抱き合わせ販売
- マルチ商法
- 貿易規制の順守違反
- 不正販売・違法商行為

3.2.7. 情報の請求

UEMOA 委員会は、特定の状況において（加盟国間の貿易の推移、価格の変動または硬直化）、域内市場で競争が制限されるまたは歪められていると想定する場合には、企業に対して情報の提出を請求し、特定の経済部門に対する総合的な調査を行うことができる。

3.2.8. ネガティブクリアランスもしくは適用除外

企業間の協約、協調行動または連合（カルテル）が、該当する共同体の規定に整合していることを確認するために、関連企業によって UEMOA 委員会に対して照会が行われ、その結果ネガティブクリアランスを受けられる場合がある。上述のネガティブクリアランスにより、当該協約、協調行動またはカルテルは、共同体の競争法に違反しておらず、また処罰対象とならない旨の確認が当局から得られたこととなる。

さらに、上述の契約、協調行動またはカルテルは、適用除外の決定を受けられる場合があり、これによって、UEMOA 条約の第 88 条(a)および(b)が当該取引には適用されなくなる。ただしこのような適用除外の効果は、それらの協約、協調行動、カルテルが以下に該当する場合にのみ与えられる。

- 製品の生産または流通の改善、経済的または技術的な進歩の促進に貢献するものであり、それによる利益のうち適正な部分が利用者に留保されること。
- 関与する企業に対し、上記の目標を達成するうえで必要不可欠ではない制約を課さないこと。
- 関与する企業に対し、該当する製品の相当部分に関する競争を排除する可能性を与えないこと。

係る適用除外を受けるためには、協約、協調行動またはカルテルについて事前に UEMOA 委員会に通知することを必要とする。

3.3. 違反および処罰

政府が設定した価格を遵守しない場合、および価格に関する情報、作成、輸入の認可もしくは輸入禁止に関する義務を遵守しない場合には、10 万～100 万 CFA フランの罰金が科される。さらに、共同体の規定が禁じている行為に対しては、UEMOA 委員会から送り状（存在する違反の内容に応じて）50 万～100 万 CFA フランの罰金が科される。後者の場合、前年度の売上高の 10%とされることがある。また違反に対しては、委員会の決定において設定された納付日から 1 日遅れるごとに、5 万～100 万 CFA フランの追徴金が科される可能性もある。一方、コートジボワール国内のみに適用される規定により処罰される行為は、10 万～5000 万 CFA フランの罰金が科される。

4. 知的所有権

4.1. 所轄機関

コートジボワールは、1967年7月14日に世界知的所有権機関を設立する条約(WIPO 設立条約)に署名し、同機関の加盟国であり、1999年2月24日に創設されたアフリカ知的財産機関(OAPI、本部:カメルーン・ヤウンデ)の加盟国でもある。コートジボワール知的財産機関(以下、OAPI)は、コートジボワールにおけるOAPIの窓口となっている。

4.2. OAPI の使命

OAPIは、工業、商業、役務提供、発明、研究など、コートジボワールにおける知的所有権制度の管理・保護を担当している。本調査の目的のため、ここでは(芸術・科学等の)精神活動の産物ならびに工業所有権・商業所有権の保護に関する部分にとどめる。

4.3. 保護の対象

4.3.1. 著作権

コートジボワールは著作権に関する複数の条約に調印しており、世界知的所有権機関(WIPO)のほか、以下に加盟している。

- ベルヌ条約(文学および美術的著作物の保護)
- 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)

コートジボワール国内では、精神活動の産物の保護は、著作権および関連する権利に関する2016年7月26日付法律第2016-555号によって規定されている。

文化・フランス語圏省の監督下にあるコートジボワール著作権局(BURIDA)は、著作者のために国内での作品の適正な利用を保証している。従って、作品の配布・上演に関しては、BURIDAが定める上演許諾に関する契約の対象となる。

4.3.2. 商業所有権・工業所有権

特許、商標、意匠、商号などの商業所有権・工業所有権については、コートジボワール知的財産機関(OAPI)を介して、アフリカ知的財産機関(OAPI)における保護を受けなければならない。

4.3.2.1. 特許による発明の保護

コートジボワールは特許協力条約に調印している。国内的には、発明を保護するために発行される所有権原(特許)を取得するため、あらゆる発明はOAPIへの出願の対象となる。特許に付帯する権利は、毎年出願日までに所定の特許料を納付することによりその有効性が維持される。所定の期間内(6カ月の猶予期間を含む)にこの特許料を納付しなかった場合、特許権者はその権利を剥奪される。

ただし、バンギ協定(アフリカ知的財産機関の設立、2015年12月14日改定)の付属書Iの第45条により、特許権者の不可抗力の事由により特許料を納付することができず、特許権が失効してしまった場合、特許権者またはその継承人は、障害が取り除かれた日より起算し

て 6 カ月以内に、遅くとも期限の満了日より起算して 2 年以内に、特許権の回復を請求することができる。この場合には、権利回復請求料と特許料、そして延滞金を納付しなければならない。

知的財産権が侵害された場合、特許権者またはその権利承継人は、偽造物差し押えを行うことができ、その後裁判所に特許権侵害訴訟を起こすことができる。

4.3.2.2. 商標の保護

商標は、任意の企業の製品またはサービスを区別するために用いられる視覚的な標示(文字、図案、形象)である。いかなる商標も OIPI に登録しなければならない。商標は最初の出願者に帰属し、保護期間は 10 年間とし、その後、同期間更新が可能である。

4.3.2.3. 意匠

新規の意匠は OIPI に登録することができ、この登録によりその創作日が確定され、出願者に所有権および偽造物差し押え・訴訟に関する特定の手続きに訴える権利が与えられる。意匠は最初の出願者に帰属する。意匠の保護期間は 5 年間であり、同じ期間で 2 回の更新が可能である。つまり合計で 15 年間の保護となる。

4.3.2.4. 商号

商号または名称は、コートジボワールにおける商号の登録義務に関する政令第 200526 号(2005 年 1 月 27 日付)に従い、OIPI に登録されなければならない。商号は最初の出願者に帰属する。保護期間は 10 年であり、同じ期間で更新可能である。商号登録義務を遵守しない者は、刑法により罰せられる(一般商法に関する統一法第 69 条参照)。

4.3.3. 保護期間および費用のまとめ

保護対象	保護期間	費用
特許	20 年間 保護期間経過後は、特許はパブリックドメインとなり、誰もが利用できるようになる。	保護の対象となる発明の明細書の提示に基づき、OIPI が予備調査を行う。
商標	10 年間 同じ期間で更新可能	-先行商標調査の場合 :14 万 5,000 CFA フラン -1 種類の製品またはサービスに対して 40 万 CFA フラン (カメルーンのヤウンデにある OAPI 宛の記入済み書式の登録と送料を含む) -追加 1 種類につき 7 万 5,000CFA フラン
意匠	5 年間 同じ期間で 2 回更新可能	意匠 1 件ごとに 12 万 CFA フラン (5 年間) 同じ期間で 3 回更新可能
商号	10 年間 同じ期間で更新可能	- 個人の場合 : 5 万 CFA フラン - 法人の場合 : 6 万 CFA フラン

4.4. 保護の地理的範囲

上述の権利は、すべての OAPI 加盟国で保護される（ベナン、ギニアビサウ、ブルキナファソ、赤道ギニア、カメルーン、マリ、中央アフリカ、モーリタニア、コンゴ、ニジェール、コートジボワール、セネガル、ガボン、コモロ、ギニア、チャド、トーゴ）。しかし、以下については当該保護の地理的適用範囲を拡大することができる。

4.4.1. 特許

特許協力条約（PCT）の適用より発明の保護の適用範囲を拡大することが可能である。

4.4.2. 意匠

OAPI 加盟国の地理的適用範囲以外に、意匠の国際登録に関するハーグ協定の加盟国まで保護の適用範囲を拡大することが可能である。

5. 不動産

コートジボワール共和国は、立法機関による改革に伴い、2019年6月26日付法律第2019-576号にて制定された新たな建築住居法典を2019年より採用している。部屋の賃借、不動産の購入、または自らの建物を建設するための土地区画の取得に関して、投資家に対して複数のオプションが提供されている。

5.1. 賃貸契約の締結

対象物件が決定した場合、所有者と賃貸契約の締結が必要となる。

5.1.1. 業務用途の賃貸

業務用途の賃貸契約については、一般商事法に関する統一法の第101条以降で規定されている。

5.1.1.1. 契約の様式および期間

業務用途の賃貸契約については特定の定型様式があるわけではなく、契約は書面・口頭のいずれも認められる。

両当事者は賃貸の期間を自由に設定することができ、期間限定または無期限のいずれの契約でも締結することができる。書面または期間が設定されなかった場合、無期限での契約が締結されたものとみなされる。

賃貸契約を書面にて締結する場合は、私署証書として締結されたものとみなされる。ただし3年を超える期間に関して賃貸契約が結ばれる場合には、公証人による公正証書の作成が必要である。

5.1.1.2. 賃貸契約の更新

契約条件に沿って物件を適切に使用している場合、賃借人は2年間を最低期間として賃貸契約を更新することができる。賃貸契約の更新は明示的または黙示的に行われる。

5.1.1.3. 賃貸契約の譲渡

事業の譲渡もしくは終了に伴い賃貸契約を譲渡することができる。賃借人は、執行吏送達もしくはその他の受取人による受領が有効になされるあらゆる手段を用いて、賃貸契約の譲渡を賃貸人に通知しなければならない。また、賃貸契約に別様の定めがあるまたは賃借人が同意した場合を除き、建物の全部または一部の転貸は禁止されていることを明示することが望ましい。

5.1.1.4. 賃貸物件の売却

賃貸契約は物件の売却によっては終了しない。物件の購入者は、賃貸人のすべての権利・義務を正当に承継する。

5.1.1.5. 家賃の改定

家賃は契約の当事者が賃貸借契約で定めた条件に基づいて改定することができる。条件が定められていない場合、賃貸借契約の更新時毎に行うことができる。

新たな賃料について両当事者間で合意が得られない場合には、その決定のため一方の当事者が商事裁判所に付託しなければならない。新賃料は、新賃料を定める判決の日から適用される。

5.1.2. 居住用途の賃貸

居住用物件の賃貸契約の場合、賃借人はこれらの物件を業務用または事業用として用いてはならない。

居住用物件の賃貸契約については、建築住居法を制定した2019年6月26日付法律第2019-576号により規定されている。

5.1.2.1. 契約の様式および期間

居住用物件の契約は、書面にて締結するものとし、期間限定または無期限のいずれにおいても可能とする。また、一般税法典の規定に則り必ず税務当局に登録しなければならない。ただし、月額家賃50万CFAフラン未満で個人との間で締結される居住用物件の契約に関しては、前述の限りでない。

居住用物件の契約の更新は、善意の賃借人を保護するため同条件で黙示的に更新される。

5.1.2.2. 家賃の改定

家賃は3年ごとに、増額または減額のいずれにも改定することができる。家賃の増額は、賃貸契約の締結または直近の増額から3年以上が経過している場合とし、また改定を希望する当事者は、増額が適用される日の少なくとも3カ月前までに何らかの方法で相手方にその旨を通知しなければならない。これに違反する場合、改定は無効となる。

家賃改定の要求は、希望する賃料を明記した裁判外文書または配達証明付き書留書簡により行われる。両当事者が合意に達しない場合、賃料は、経済状況などを配慮した上で、裁判所命令により決定される。

5.1.2.3. 家賃の前払および保証金

2019年の建築住居法のもとで、賃貸人は賃借予定者に対し2カ月分を超える前払家賃を請求することはできなくなり、これに違反した場合、20万CFAフランの罰金が科される。また、保証金に関しても、2カ月分の家賃相当額を超えてはなくなり、賃貸契約終了時には、賃借人が鍵を返却してから1カ月以内に同保証金を返金することが義務付けられている。

2018年に行われた改革では、コートジボワール預金供託公庫（CDC-CI）が設立された。CDC-CIの設置に関する法律には、同公庫に賃貸借契約に係る保証金を集めて、管理する権限を国家から付与されていることに関して、同公庫が正当化されている旨が明示されている。

5.2. 不動産の購入

コートジボワール国内の不動産の購入に関しては、買取賃貸借、ファイナンス・リースまたは購入により所有権の譲渡が行われる。

5.2.1. 買取賃貸借

買取賃貸借とは信用販売の一種であり、賃貸契約の最後の支払いが行われた時点で所有権の譲渡が行われる。譲渡は公証人により行われ、それが作成した公正証書を通じて実施される。従って、賃借人が金利を含む物件の価格を支払うのに十分な期間が考慮された長期にわたる賃貸契約が締結される。賃借人が支払いを続けることができなくなった場合には、既に支払われた分は単なる賃料とみなされ、返金はされない。

5.2.2. ファイナンス・リース

ファイナンス・リース（または、不動産リース）とは、業務用不動産に関する企業に対する金融取引である。不動産の価額、その性質、企業の財務状況、そしてその企業の賃料返済能力に応じて引き受けが行われる。

5.2.3. 購入

融資によるか否かにかかわらず、不動産を購入する際には、取引を完了するために公証人を介さなければならない。一般に売り主および買い主が提示する法律上の書類は以下のとおりである。

- 売り主または買い主が自然人の場合
 - 国家機関発行の身分証明書
 - 外国人である場合には滞在許可証
 - 家族手帳（必要に応じて）
 - 婚姻証明書（既婚者の場合）
- 売り主または買い主が法人の場合
 - 会社の定款
 - 商業登記簿
 - 出資者が業務執行者、役員、総支配人、または、その他の者に売却・購入することを承認したことを示す会議の議事録
- 売り主のみが提示するもの
 - 権利書（土地の所有権を証明するもの）

- ・ 公認測量士が証明する所在地証明書
 - ・ 土地登記所の証印のある土地測量書
 - ・ 建設許可書
 - ・ 都市計画証明書
 - ・ 賃貸契約書の写し（物件が賃貸されている場合）
 - ・ 法人税納税者番号
- 買い主のみが提示するもの
 - ・ 融資・返済計画（融資を利用する場合）
 - ・ 返済期間・金利・債務保証を記載した金融機関の保証委託申込書

5.3. 土地の権利を取得するための手続き

5.3.1. 都市圏

都市圏での土地取得手続きは、都市計画および都市不動産法に関する法律第 2020-624 号、および工業用地の占有手続きおよび条件に関する 2015 年 1 月 14 日付政令第 2015-22 号に基づいて、土地の種類によって異なる。

5.3.1.1. 市街地の場合

都市計画及び都市不動産法を制定する 2020 年 8 月 14 日付法律第 220-624 号に基づいて、国の名義で登記された都市用地の完全な所有権は、アビジャン自治管区の建設・都市計画担当大臣が発行する権利確定決定書 (ACD) によって発行される。

アビジャン自治管区外にあるすべての都市用地については、建設・都市計画担当大臣の委任により、県知事が権利確定決定書(ACD)を発行する。

都市計画担当省が承認した分譲地の一部でない限り、いかなる土地も権利確定決定書の対象にすることはできない。ただし、認可された区画以外の土地については、慣習的権利の抹消に関する規定に従い、都市計画、建築、または持続的な開発プロジェクトの証拠を提出し、当該プロジェクトの社会的、経済的、または文化的意義を考慮して申請する民間法人に対して、権利確定決定書(ACD)を発行することができる。

前述の文書の発行手続きは、建設・都市計画省の担当部署が以下の手順で行う。現在、市街地の土地を取得するための手続きは、権利確定決定書(ACD)の取得に基づいている。この手続きは、建設・住宅・衛生・都市計画省 (MCLAU) の都市土地管理課が担当し、以下の手順で行われる. :

- 利害関係者は、技術資料を含む申請書を建設・都市計画省の関連部署に提出
- 土地・建物売却価格設定協議委員会が提案した料金表に従って算出された、土地売却価格の支払い
- 土地の所有権証書を作成するための税金を、土地の市場価格と比例登録手数料、登記手数料および公示手数料の全額に基づいて算出し、財政法で施行されている税率で支払うこと。

権利確定決定書は、土地登記簿に掲載しなければならない。

5.3.1.2. 工業用地の場合

この項は事業の性質から、工業用もしくは工場建設のために土地を購入することが必要な企業に係るものである。

●担当行政部門：

- 工業省、工業インフラ管理開発公社（以下、SOGEDI）
- 建設・住宅・都市衛生・都市計画省都市地域局
- コートジボワール投資促進庁（CEPICI）

●必要書類

工業用地の取得を希望する企業は以下の手順で手続きを行うこと。

- SOGEDI での案内書の取得
- 次いで CEPICI のワンストップ窓口への申請書類の提出（CEPICI が SOGEDI に書類を転送して手続きを行う。）

上記の必要書類には以下のリストに記載の書類一式が含まれるが、網羅的なものではない。

- 事業所の所在地と住所を記載した SOGEDI 理事長宛での申請書 1 通
- 規制対象事業の場合、行政認可を取得済みである旨の誓約書 1 通
- 転貸禁止誓約書 1 通：ひな型は SOGEDI から入手すること。
- 事業活動によって発生する騒音を抑制するために必要なすべての措置を講じることを誓約する書面 1 通
- 申請者の身分証明書 1 通
- 役員選任総会議事録 1 通
- 申請者の身分証明書の写し 1 通
- 会社の登記済み定款の写し 1 通
- 商業・会社登記簿謄本 1 通
- 事業または業務に係る設立税務申告書 1 通
- 作業工程表を含んだ事業詳細報告書 1 通
- 予定されている雇用の分類（コートジボワール国民と外国人の各人数を含む）
- 設備に関し、発注済みまたはコートジボワール国内納品済みの場合は、設備の使用可能証明書（パッキングリスト・船荷証券（B/L）、銀行の SWIFT コード、注文書など）

資金調達の方法

- 自己資金を用いる場合には、申請者の銀行取引明細書および預金残高証明書
- 銀行融資の場合は、銀行の財務能力証明書および与信委員会が承認した融資枠証明書
- 当座預金融資の場合は、共同経営者が正式に署名した共同経営者の当座預金契約書および共同経営者の当座預金明細書

工業用地取得申請書類をコートジボワール投資促進庁（CEPICI）に提出する。CEPICI は書類をチェックした後、工業用地の取得に係る手続きおよび条件に関する 2015 年 1 月 14 日付政令に基づき遅滞なく SOGEDI に転送する。

SOGEDI が手続きを行い申請が承認された場合、申請者には土地利用許可書が発行される。

用地配分通知書は、長期賃貸借契約書（期間 30 年で更新可能）または先行条件付きで配分を約束する形式で通知される場合がある。

5.3.2. 村落地域

村落地域は、自然人・法人を問わず、誰もが利用できる国家的な財産である。ただし、その所有者となることを認められているのは、国家、地方公共団体、コートジボワール国民のみである（法律第 2004-412 号（2004 年 8 月 13 日付により修正された村落地域の土地に関する法律第 98-750 号（1998 年 12 月 23 日付）参照）。村落地域の土地は、農業・動物資源担当省の管轄下にある。個人または団体用土地権利書を発行する手続きは以下のとおりである。

- 副知事（sous-préfecture）宛てに土地権利書の作成に関する調査申請書を提出する。
- 申請書受領後、副知事は県の農業・動物資源担当部長からの提案に基づいて調査委員を任命する。
- 調査により、土地区画のファイルが形成され、慣例的な権利に関する調査報告書が作成される。
- 調査の検証は、調査委員がこれを当該の村落に公示することにより行われる。
- 公示が終了した後、その村落の地域土地管理委員会の承認・署名を得るため、慣例的権利の継続的・平和的な存在に関する公示報告書が、同委員会に提出される。
- その後、当該案件の書類は検証のため副知事から村落地域管理委員会に送付され、申請者にその旨が通知される。さらにその後の処理のため、書類は県の農業・動物資源担当部に送付される。
- 調査書類を受領した担当部長は、土地権利書を作成し、知事に提出して署名を求める。
- 証明書は農業・動物資源担当部長により登記され、保有者の費用負担により印紙を付す。
- 証明書は県知事により官報に公示される。
- 官報による公示が行われた時点で、土地権利書により、その所有者は、その土地の管理に関連する訴訟および、あらゆる行動を取る能力が与えられる。

土地権利書を取得後、その土地権利書の所有者は、発行日から 3 年間の期間内に当該の不動産の登記を要請することができる。

5.4. 建築許可取得の手続き

建築許可は、そのプロジェクトが関連の法規に違反しておらず、当局（建設・住宅・衛生・都市計画省（MCLAU）に設置された建築許可ワンストップ窓口（以下、GUPC））が定める建築線地役・地ならし地役に適合している場合のみ発行される。

建築許可の発行に関する全書類の受理と検査は GUPC が行う。また、建築許可取得に関係する手続きは電子化されており、GUPC は、提出書類のリストをウェブサイトを提供している。

建築許可の申請書類は、プロジェクトの分類に応じて異なり、すべての必要書類等は、建築許可の規則に関する 2019 年 7 月 3 日付政令第 2019-594 号に網羅されている。

建築許可発行の手続きは、審査、建築許可の発行、適合証明の 3 段階からなる。建築許可ワンストップ窓口 (GUPC) に適用される期限、費用、手続きを定める省令第 280/PM /CAB 号 (2016 年 4 月 12 日付) に詳細な規定がある。

6. 商事会社

コートジボワールでは、商事会社は、商事会社および経済利益団体の規制に関する統一法 (以下、統一法) によって規律されている。統一法に定める会社形態は、人的会社と資本会社という二つのグループに大別することができる。資本会社とは、出資者の責任がその出資額に限定されるもので、以下のとおりである。

株式会社 (Société Anonyme : SA) 、
有限会社 (Société A Responsabilité Limitée : SARL)、
単純合資会社 (Société en Commandite Simple : SCS)、

人的会社とは出資者が会社債務に対して無限に、または連帯して責任を負うもので、以下のとおりである。

合名会社 (Société à Nom Collectif :SNC) 、
単純合資会社の無限責任社員、
匿名会社 (Société en participation) 、
事実上の会社 (société de fait) 、
経済利益団体 (Groupement d'Intérêt Economique:GIE) 。

統一法では、会社のほかに、会社の分割体としての支店または駐在員事務所の設立が認められている。

6. 1. 全種類の商事会社に共通するルール

6.1.1. 出資者

コートジボワールでは、国籍を問わず、自然人または法人はすべて商事会社の出資者となることができる。未成年者および無能力者は、自己が無制限に債務の責任を負うこととなる会社 (合名会社、経済利益団体、単純合資会社の無限責任社員、匿名会社、事実上の会社) の出資者となることはできない。会社は、一または複数の自然人または法人によって設立す

ることができる。一人会社は株式会社、有限責任会社および簡易株式会社の場合のみ可能である。それ以外の形態の会社は、2人以上の出資者によってのみ設立することができる。

6.1.2. 定款の形式

商事会社の定款は、公証証書または私署証書のいずれにも可能である。

従来、定款は公証人による公証を義務付けられていたが、新統一法が第10条に「国内法に反対の定めがある場合を除いて」という留保を付けたため、上記規定は補充規定となった。この観点から、コートジボワールにおいて起業にあたり公証人を經由する義務はない旨を規定する有限会社の定款の形態と資本に関する2014年4月2日付オールドナンス第2014-161号が定められ、公証人を經由するか、直接に私署証書によって企業を設立するかは、起業家の選択に委ねられた。

6.1.3. 出資および株式資本

商事会社の資本金は、将来の社員となる出資者からの出資負担金により構成される。統一法では、次の3とおりの出資のみが認められている。

- 金銭出資
- 不動産または動産による現物出資（有形か無形かは問わない。）
- 勤労出資

出資は会社の設立時に払い込まれる。臨時総会の決議により、同一種類の出資による増資を行うことができる。準備金または内部留保の繰り入れにより増資することもできる。

6.1.4. 出資者の権利および義務

出資者は、利益および資産を受領する権利、団体の意思決定を行う権利および議決権を有する。出資者は、損失について責任を負う。損失の分担の範囲は会社の種類によって異なる。

人的会社の場合、出資者は無限の連帯責任を負う。資本会社の場合、損失の分担は出資金の額に応じて制限される。

6.1.5. 会社の統制

会社の統制は、会計監査役および出資者により経営に関する査定と警告を通じて行われる。警告は、会計監査役または出資者により、会社の円滑な運営を妨げる恐れのある事態が発生したと判断される場合に発することができる。この点に関連して、出資者は1会計年度あたり2回、経営管理職に対して適宜質問する権利を有する。また、資本金の5分の1以上を有する出資者は、管轄地域の首席裁判官に対して、経営に関する意見を表明する1人または複数の専門家の選任を申し立てることができる。

6.1.6. 会計年度 – 決算書 – 配当金の分配

会計年度は、毎年1月1日から開始し、12月31日に終了する。会社が暦年の後半に設立された場合には、例外的に最初の会計年度は12カ月を超えてもよい。決算書は、各会計年度の終了日から6カ月以内に開催される年次総会にて承認を受ける。利益が生じた場合には、その額から必要に応じて損失を控除した後の剰余金の少なくとも10分の1を法定準備金に積み立てた後に配当を行うことを決定することができる。

ただし、法定準備金が資本金の5分の1に達した時点でこの積み立ては義務づけられなくなる。配当金の支払方法は総会によって決定されるが、総会はこの権限を委任することができる。配当金は決算日から9カ月以内に支払われなければならない。9カ月を超える場合、法令の定めにより商事裁判所長に期限の延期を要請できる。年度末決算および決算承認の前に配当を行うこと（中間配当）は、禁止されている。

6.1.7. 会社役員の実任

役員は、自己の経営上の失敗、商事会社に適用される法規および定款の条文の違反に関して、会社、出資者または第三者に対して責任を負う。係る行為に加担した役員が複数名いる場合には、上記の責任を、連帯して負うことが可能である。

6.2. 各種会社に適用される個別のルール

6.2.1. 株式会社 (SA)

6.2.1.1. 株式会社の資本金

SA は、自然人か法人かを問わず一人の株主によって設立することが可能である。株式資本の最低額は、公募を行わない場合には1,000万 CFA フラン、行う場合には1億 CFA フランである。「公募」の定義にあたっては、次の三つの基準を考慮に入れなければならない。

- 有価証券が株式市場に上場されていること。
- 金融機関または証券会社を利用するか、広告・勧誘を行うこと。
- 会社の株主が100人を超えていること。

資本金は定款の署名日より前に全額出資されなければならない。資本の額は株式に分割される。株式の額面は自由に決めることができる。

株式の払い込みは現物出資または金銭出資によるものとする。勤労出資は株式会社においては認められない。金銭出資は、出資申込の際に4分の1以上を、残りは3年以内に全額払い込まなければならない。

金銭出資の払い込みは即時に行われること、つまり、会社設立時に行うことが原則である。

現物出資は、会社の設立時または増資の際に全額払い込まなければならない。現物出資される財産は出資検査役によって評価される。

株式資本の払い込みおよび預託は、公証人による登録を受けなければならない。公証人は、引き受け・払い込みに関する公証証書を作成する。

6.2.1.2. 株式会社の経営・管理

株式会社の経営・管理の形態には2種類ある。すなわち、最高経営責任者 (Administrateur Général) を設置する場合と、取締役会 (Conseil d'Administration) を設置する場合である。

6.2.1.2.1. 最高経営責任者（CEO）を設置する場合

株式会社は株主の数が1人以上3人以下である場合は、1人のCEOによって管理することができる。

CEOは、会社を経営し監督する。また、第三者との関係において会社を代表し、かつ会社の完全な代表権を有する。また、会社目的に含まれない経営行為であっても、第三者に対する説明責任を有する。

コートジボワールではCEOはその職に3期を超えて在職することはできない。

また、取締役会会長兼社長（以下、PDG）または社長（Directeur Général : DG）の職に2期以上在職することはできない。CEOは、その職務において1人または複数の副CEOによる補佐を受けることができる。CEOは、その職務の報酬として株主会で定める固定の年間報酬を受け取る。また株主総会において、CEOに対する特別報酬の支給、旅費、または会社の利益のために支出した費用の払い戻しを認めることができる。

6.2.1.2.2. 取締役会を設置する場合

株式会社の株主数が3人以上であるときは、取締役会によって運営され、PDGまたは取締役会会長（PCA）および社長によって管理される。

a) 取締役会

取締役会は3～12の数の自然人または法人によって構成される。

取締役会の人数については、2014年1月30日付の商事会社および経済利益団体の規制に関する統一法では、特段の規定は設けられていない。取締役会は、会社の管理を統制し、会社の目的を決定し、経営を指導する。また、決算を行う。

取締役会の構成員は、その職務の対価として報酬を受領する。その金額は、株主総会が指示する年間固定額とする。取締役会の構成員は、特別報酬を受領し、旅費、または会社の利益のために支出した費用の払い戻しを受けることができる。

b) 取締役会会長（PCA）および社長（DG）取締役会会長（PCA） :

取締役の中から選出される。取締役会会長は必ず自然人でなければならないが、株主でなくともよい。コートジボワールでは、取締役会会長はその職に3期を超えて在職すること、あるいはCEOまたは社長の職に2期を超えて在職することはできない。取締役会会長は会社の経営に介入せず、取締役会が職務を円滑に果たすことを監視する。

取締役会会長の報酬は取締役会にて決定し、株主総会にて決定した職務手当から支払われる。取締役会会長は、さらに、特別報酬、旅費の払い戻しおよび割増手当を受けることもできる。職務手当以外の報酬については、取締役会の承認を受け、さらに株主総会の承認を受けなければならない。

社長（DG） :

取締役会構成員の中、または外部から選出する。自然人でなければならないが、株主でなくともよい。社長は、会社の日常的な業務の管理を担当する。社長は、最も広い会社代表権限を有し第三者に対してそれを行使する。報酬は取締役会が決定し、株主総会の承認を受ける。

c) 取締役会会長兼社長および副社長

取締役会議長兼代表取締役 (PDG) :

取締役会構成員の中から選出する。自然人でなければならないが、株主でなくともよい。コートジボワールでは、PDGはその職に3期を超えて在職することはできない。また、CEOまたは社長の職に2期を超えて在職することはできない。PDGは会社の管理および運営を行い、取締役会会長および社長の両方の機能を有している。報酬は取締役会にて決定し、株主総会の定める職務手当から支払われる。PDGは、さらに特別報酬、旅費の払い戻しおよび割増手当を受けることもできる。職務手当以外の報酬については取締役会の承認を受け、さらに、株主総会の承認を受けなければならない。

6.2.1.3. 規制・禁止対象の契約規制対象となる契約 :

会社は、役員（取締役、社長、副社長、PDG）、またはこれらの役員が保有する会社もしくは事業体と契約を締結することができる。会社は、その役員が無限責任社員または役員となっている会社と契約を締結することもできる。ただし、会社の資本の10%以上を保有する株主との契約は、その締結前に取締役会の承認、会計監査役による監査および総会の承認を受けなければならない。

禁止対象の契約 :

自然人である役員（取締役、社長、副社長、PDG）、その配偶者、尊属、卑属または名義貸与人は、会社から融資を受け、あるいは前借りを行うことは禁止される。また、これらの者が借入れをする際に、会社が保証人となることも、手形保証人となることも禁止されている。

6.2.1.4. 会計監査役

株式会社は会計監査役を選任することが義務付けられている。会計監査役は、決算の承認、会計関連書類のチェックおよび会社の会計がコートジボワールの法令に適合しているかどうかを監査する。株式の公募を行う株式会社においては、2人の常勤会計監査役および2人の非常勤の監査役を選任しなければならない。株式の公募を行わない場合には、1人の常勤の監査役および1人の非常勤監査役が選任される。会計監査役は、会社設立の際には2会計年度を任期とし、会社の存続中は6会計年度を任期とする。

6.2.2. 有限会社 (SARL)

6.2.2.1. 有限会社の資本金

2020年9月18日更新

商事会社および経済利益団体の規制に関する統一法の第311条では、有限会社について、国内法に別途定めがない限り、資本金の最低額は100万CFAフランとし、また株式1株あたりの最低額面価格は5,000CFAフランと定めている。

コートジボワールでは、有限会社の定款の形態と資本金に関する2014年4月2日付オールドナンス第2014-161号の第5条により、資本金の額面は5,000CFAフランを下回ってはならないと定めている。

従って、コートジボワールの立法機関により、資本金の金額の決定は出資者が自由に決定できることとなり、有限会社の設立に関する資本金最低額の規定はなくなった。

持ち分は、会社の設立時または増資の際には現金または現物によって全額払い込まれる。有限会社においては、勤労出資は認められない。

現物出資は、持ち分の価額または持ち分の総額が 500 万 CFA フランを超えた場合、ただちに出資検査役の評価を受けなければならない。払い込みの完了および預託は、公証人による認証を受けなければならない。公証人は、払い込み・預託に関する公証証書を作成する。

上記オルドナンスの第 6 条は、会社が私署証書により設立される場合に、資本金の払い込みと預託は、会社設立者が出資申告と支払申告を自らの責任において作成することにより、これを確認すると定めている。

6.2.2.2. 会社の経営

有限会社は、1 または複数の出資者によって経営され、出資者は自然人であるかどうかは問われない。業務執行者は、定款または総会で出資者によって選任される。業務執行者の任期は定款で定められるが、記載がない場合任期は 4 年間とする。業務執行者は会社を運営し、第三者との関係においては、あらゆる場合に会社の名義で行動する最も広い権限を授与される。業務執行者の権限の範囲に関しては、第三者に対する法的拘束力をもたない。

6.2.2.3. 会計監査役

有限会社において次のいずれかの条件を充たす場合にのみ、会計監査役の選任が義務付けられる。

- 資産総額が 1 億 2,500 万 CFA フランを超える場合
- 年間売上額が 2 億 5,000 万 CFA フランを超える場合
- 会社の常勤従業員が 50 人を超える場合

有限会社の会計監査役の任期は 3 会計年度とする。有限会社の会計監査役の役割は株式会社の会計監査役と同様、すなわち会計の監査と決算の承認である。

6.2.2.4. 会社との契約

規制対象となる契約：

会社と業務執行者または出資者との間で直接締結される契約、あるいは、会社と業務執行者または出資者が業務執行者または出資者に就任しているほかの会社との契約については、定時総会の承認を受けなければならない。

株式会社では、規制対象となる契約は役員を当事者とするものに限られるが、それとは異なり有限会社では、出資者を当事者とするものも含まれる。

また、有限会社では、総会による契約締結前の承認はなく、締結後の承認が必要となる。

禁止対象の契約：

自然人である業務執行者および出資者、それらの配偶者、尊属、卑属または名義貸与人は、会社から融資を受け、あるいは前借りを行うことは禁止される。また、また、これらの者が借入れをする際に、会社が保証人となることも、手形保証人となることも禁止されている。

6.2.3. 経済利益団体(GIE)

経済利益団体は、2以上の自然人または法人の経済活動を推進し、発展させることを目的とする組織である。経済利益団体は厳密には商事会社、すなわち利益を上げそれを分配することを目的とする会社ではない。資本がなくとも設立が可能であり、団体の経営方法は、定款で自由に定めることができる。経済利益団体の構成員は、連帯して債務の弁済責任を負う。ただし、この連帯責任は、契約の締結については免除することができる。

6.2.4. 支店(LA SUCCURSALE)

支店とは、コートジボワール法または OHADA 加盟国の法に準拠する自然人または法人、もしくは OHADA 非加盟国の法に準拠する法人に属する事業書である。従って、これが属する自然人または法人からの独立した法人格はもたない。

支店が属する法人の本社所在地が OHADA 非加盟国である場合、2年経過時点で、当該支店は OHADA のいずれかの加盟国の既存または新設の法人の所属としなければならない。

ただし、商業担当大臣の省令によりこの義務を免除される旨を認められた場合は、支店の存続期間を上記の状況のまま延長することができる。

6.2.5 駐在員事務所または連絡事務所 (LE BUREAU DE REPRESENTATION OU DE LIAISON)

駐在員事務所または連絡事務所は、ある法人に属する事業所であり、その法人と事務所がある OHADA 加盟国の市場との連絡役を果たす。

事務所は運営上の独立性を与えられておらず、設立者たる法人の事業の準備または補助のみを行う。

また、支店の場合と同様に、駐在員事務所または連絡事務所は、設立者たる法人から独立した法人格をもたない。

駐在員事務所または連絡事務所は、商業・私有財産登記簿に関する法規に基づき同登記簿に登録される。

業務の性質により駐在員事務所から支店へ変更することが妥当と判断された場合、実態の変更から 30 日以内に、商業・私有財産登記簿への変更申請を提出しなければならない。

2018 年 6 月 20 日付公式通達第 2384/SEPMBPE/DGI/DLCD 号にて、駐在員事務所または連絡事務所に関し、税務当局からいくつかの詳細な言及があり、同事務所はとりわけ以下の二つのカテゴリーに分けられるとされた。

- カテゴリー1：外国本社の業務に対し、準備および補助的な性格を有する業務を行う
連絡事務所
- カテゴリー2：外国本社の業務そのものを全般的または部分的に行う連絡事務所

OHADA の統一法第 120-1 条に従って、外国本社の業務の全部またはその一部を行う駐在員事務所、もしくは準備または補助的な性格を有する業務以外の業務を行っている駐在員事務所は、連絡事務所または駐在員事務所とはみなされなくなった。

その結果、この変更に関与する駐在員事務所は業務実態に基づき一般法で定められた税がすべて課税されることになり、よってサービスの提供や物品の販売に際する請求書の発行、帳簿付け、収支の確定、および税金の支払いが義務となった。

準備または補助的な性格を有する業務を行う駐在員事務所または連絡事務所に関しては、簡易の課税制度適用の恩恵を受けることができ、営業税、付加価値税（VAT）、証券取引所得税（IRVM）が免税となるほか、商工業利益税（BIC）および事業にかかわるその他の税金に代わり、最低見積課税制度が適用される。

6.2.6. 合名会社（Société en Nom Collectif）

合名会社は最低 2 人以上の者によって設立される。資本金の額は、出資者によって自由に決められる。出資者はすべて商人資格を持ち、会社の債務について無限の連帯責任を負う。すなわち、会社が債務を弁済しない場合には、債権者はいつでもいずれの出資者に対しても、自己の財産をもってその債務全額を支払うよう要求することができる。出資者は、出資者間で 1 人または複数の業務執行者を選任しない限り、すべて業務執行者とみなされる。

6.2.7. 単純合資会社

有限責任組合は、無限責任社員および有限責任社員からなる 2 種類の出資者によって設立される。すなわち、単純合資会社は、債務に関して無限の責任を負う無限責任社員と、出資の限度において責任を負う有限責任社員という 2 種類の出資者で構成しなければならない。資本額は、出資者の間で自由に決められる。会社の業務執行者は、必ず無限責任社員でなければならない。

6.2.8 簡易株式会社（SAS）

簡易株式会社は 2014 年の商社会社統一法改正により、OHADA の法令に導入された。

株式会社（SA）、単純合資会社（SCS）、合名会社（SNC）、有限会社（SARL）と並ぶ商社会社の一形態となった。

簡易株式会社はかなり特殊な形態の会社である。組織や機能に関する自由を出資者に認めている点に特徴がある。会社の資本金および株式の額面価格は（出資者が自由に）定款により定められる。簡易株式会社では、勤労出資を通じて譲渡できない株式を発行することができる。会社の良好な運営に不可欠の技術的能力を有する従業員を出資者にできるという利点がある。

こうした株式の発行および配分の方式については会社の定款が定める。簡易株式会社は株式公開を行うことはできない（簡易株式会社の自由度ゆえに、投資家に不可欠な保障の水準を確保することができないため）。その特殊性ゆえに、簡易株式会社には、法的に定まった制度がない。「会社の経営に関する条件は定款が定める」と第 853-7 条に規定されているとおり、簡易株式会社の組織は株主により自由に決められる。

簡易株式会社において唯一、設置が義務付けられているのが、会社を対外的に代表する社長（Président）の任命である（第 853-8 条）。それ以外の権限は株主総会が行使する（第 853-11 条）。

また、第 853-3 条は、例外を除いて、株式会社に関する規則が簡易株式会社にも適用される旨を定めている。この例外としては、第 853-13 条に示す場合を除いて、会計監査役の設置を義務づけていないことが挙げられる。

6.2.9. デジタル・スタートアップ

2023 年 11 月 23 日付のデジタル・スタートアップ促進法第 2023-901 号において、デジタル・スタートアップ企業とは、主にイノベーションに基づく価値創造を行う、潜在的成長力の高い合法的に設立された若い電気通信企業を指す。この新たな法的枠組みは、デジタル・スタ

ートアップ企業に対し、設立段階から発展段階に至るまで、事業分野を問わず、さまざまな税制優遇措置や関税優遇措置、その他の行政支援・便宜措置を定めている。

6.3. 会社設立の手続的要件

会社を設立するには、以下の手続要件を充たさなければならない。

- 商業・私有財産登記簿への登録
- 税務署への登録（設立税務申告書（DFE）の提出をもって行う。）
- コートジボワール投資促進庁（CEPICI）ウェブサイトでの企業設立告知
- 社会保障公庫（CNPS）への加入
- 雇用省への届出
- 輸出入者コードの取得

6.3.1. 商業・私有財産登記簿への登録

すべての商事会社（合弁会社および事実上の会社を除く）は商業・私有財産登記簿に登録されなければならない。商業・私有財産登記簿への登録により、商事会社に法人格が付与される。

6.3.2. 税務署への登録

会社を設立するには、本社所在地管轄の税務署への登録を行う必要がある。この登録は、事業開始の最大 10 日後までに行わなければならない。この登録により、納税者番号が与えられ、会社はこの番号に基づき納税を行わなければならない。

6.3.3. 社会保障公庫（CNPS）への加入

会社は、賃金労働者を 1 人以上雇入れた場合には CNPS に加入しなければならない。この加入は、最初の賃金労働者を雇用した日から効力を生ずる。

6.3.4. 会社設立の届出

賃金労働者を雇用する会社は、本社所在地にある労働監督局に対して、その従業員に関する届出を行わなければならない。

6.3.5. 輸出入者コード

輸出入取引を行うためには、輸出入者コードを提示しなければならない。輸出入者コードは、対外貿易局（商業省）によって発行され、有効期間は 1 年間であり、更新が可能である。

会社設立に必要な手続的要件および手続費用の概略を、以下の表にまとめる。

必要な手続きの内容	必要書類	手続費用
定款の登録	定款の原本	資本金 1,000 万～50 億 CFA フラン：資本金の 0.3% 資本金 50 億 CFA フラン 超：資本金の 0.1%
商業・私有財産登記簿への登録	<ul style="list-style-type: none"> - 真正な定款 - 公証人が作成した払い込み・預託証書 - 役員の身分証明書 - 役員の前科簿 - 創立総会議事録 	7 万 CFA フラン
税務署への登録	<ul style="list-style-type: none"> - 登録料の領収書 - 基準課長宛ての手書き申請書 - 商業・私有財産登記簿への登録の届出 - 役員の身分証明書 - 事業所所在地の地図(plan de localisation de l'entreprise) - 定款の写し - 賃貸借契約書 - 水道・電気料金の領収証 - 土地登記所にて作成する所在地の限定 	調査手数料： 賃貸借契約に基づき支払った 年間賃料額の 2.5%
社会保障公庫 (CNPS) への加入	<ul style="list-style-type: none"> - 商業・私有財産登記簿への登録の届出 - 設立税務申告書の届出 - 役員の身分証明書 - 従業員の身分証明書 - 会社の銀行口座証明書 - 雇用・給料総額に関する表 (CNPS にて入手) - 役員の署名入りの社会保険料請求書 - 電気・水道料金領収証の写し 	無料
会社設立の届出	<ul style="list-style-type: none"> - 商業・私有財産登記簿への登録の届出写し - 設立税務申告書の写し - CNPS 加入届の写し - 会社の所在地地図 - 社内規則 (賃金労働者が 11 人を超える会社) 	無料
輸出入者番号	<ul style="list-style-type: none"> - 商業・私有財産登記簿への登録の届出写し - 設立税務申告書 - 役員の身分証明書 	3 万 CFA フラン

6.4. 投資インセンティブ：デジタル・スタートアップ

2023年11月23日付のデジタル・スタートアップ促進法第2023-901号において、デジタル・スタートアップ企業とは、主にイノベーションに基づく価値創造を行う、潜在的成長力の高い合法的に設立された若い電気通信企業を指す。この新たな法的枠組みは、デジタル・スタートアップ企業に対し、設立段階から発展段階に至るまで、事業分野を問わず、さまざまな税制優遇措置や関税優遇措置、その他の行政支援・便宜措置を定めている。

デジタル・スタートアップ企業には以下の条件がある。

- 合法的に設立された会社であること。
- コートジボワール法人であること。
- 株式資本の過半数を自国民が保有していること。
- 革新的な製品またはビジネスモデル、あるいは革新的な技術またはプロセスを使用していることを立証すること。
- プロトタイプ、実用最小限の製品(MVP)、市場での概念実証(PoC)、または市場からの好意的なフィードバック（特に受賞、差別化優位性、資金調達、初受注などの存在を証明すること）。
- 市場のトレンドに沿った成長と発展の可能性を有していること。
- 富を想像し、雇用を創出し、人々の生活の質を向上させる可能性を紹介すること。
- 国内外におけるソリューションの実現可能性と拡張性を備えていること。
- プロジェクトを実現するために必要な専門知識やリソースを有していることを証明すること、または認定起業家支援組織（Structure d'Accompagnement à l'Entrepreneuriat - SAE）のモニタリングを受けていること。

デジタル・スタートアップ・ラベルは、デジタル・スタートアップ・ラベル委員会の助言に基づき、デジタル経済担当大臣の命により付与される。

7. 賃金労働者の雇用関係

法規制上の枠組み：

コートジボワールでは、賃金労働者の雇用関係は、労働法に関する2015年7月20日付法律第2015-532号と、1977年7月19日付の異業種間労働協約(以下、CCI)によって規制されている。CCIは既存の個別労働協約およびその付加文書の効力を取り消し、またそれらに取って替わるものである。もっとも、従前の労働協約によって得られる特典については例外とされる。CCIはあらゆる種類の商工業分野に適用される。CCIに掲げる産業分野であれば、協約に署名していない企業であっても適用される。CCIに依拠していない産業は現在農業分野のみである。

7.1. 賃金労働者との関係の発生

雇用関係の発生には、自由の原則が適用される。雇用は、雇用主によって直接行われるか、雇用エージェントを通じて行われる。いずれの場合にも、雇用通知書または雇用契約の署名

によって成立する。雇用通知書には、雇用契約に関する政令 1996 年 4 月 3 日付 96-287 号第 3 項を除いては、特定の規定の対象とはならないことから、まず最初に、(1) 雇用契約に適用される主なルールを示し、その後(2) 外国人労働者を雇用する際の特有の条件について記載することにする。

7.1.1. 雇用契約

雇用契約は、書面、または口頭の形式であってもよく、期間の定めのある契約(1.1.1) および期間の定めのない契約 (1.1.2)のいずれも可能とする。

7.1.1.1. 有期雇用契約 (以下、CDD)

CDD は、必ず書面形式としなければならない。書面形式でなければ無期限の契約 (CDI) とみなされる。CDD の契約期間は、特定される場合とされない場合がある。契約期間が特定される場合には更新期間を含めて 2 年間を超えてはならず、超える場合には CDI とみなされる。契約期間の定めがない場合は、一時休職中の従業員の代替要員の確保、季節労働、臨時の業務増加、または会社の不定期業務を目的として締結される。その性質を失わせることなく、自由に更新が可能である。不可抗力、当事者間の合意、または一方当事者の重大な違反があった場合を除き、契約終了前に契約を解除した場合には、契約期間の違反者に対する損害賠償請求権が発生する。

有期雇用契約 (CDD) が、当事者間により無期限の雇用契約 (CDI) が結ばれることなく終了した場合、労働者は、給与に上乗せされる形で契約終了手当を受け取る権利がある。

臨時労働者について：

いわゆる「日雇い」と呼ばれる臨時労働者の条件は、労働協約 (CCI) によって規制されている。これらは、時間単位または日単位で雇われ、日、週または 2 週間の終了時に支払いを受け取る従業員である。日雇従業員に対しては、常勤従業員と同様に、給与明細を交付しなければならない。また、日給・時給の支払いと同時に、その報酬の 12 分の 1 に相当する有給休暇手当、賞与および不安定雇用補償金を支払わなければならない。

日雇労働契約は書面形式としなければならない。日雇労働者は、12 カ月以上継続して在籍した場合にはその地位が変更され、CDI に基づく会社の常勤従業員となる。ただし、会社が労働協約の対象外である場合は除く。

7.1.1.2. 無期限の雇用契約 (以下、CDI)

CDI は、いかなる形式要件もなく自由に締結され、書面／口頭のいずれかの形式で締結される。当事者の一方の意思による解除の申し出が可能であることが特徴である。賃金労働者は契約解除 (辞職) の理由を述べることは義務付けられていないが、雇用主からの解除の場合には合法的理由が必要である。当事者の一方に重大な違反があった場合を除き、契約解除には予告が必要とされる。CDD か CDI かにかかわらず、従業員を雇用する際には、雇用主は自己の費用負担において従業員に健康診断を受けさせる義務を負う。

7.1.1.3. 臨時雇用

2020 年 9 月 18 日更新臨時雇用の利用は、臨時雇用人材派遣業者を通じて行われる。臨時雇用人材派遣業者およびその利用者である会社は業務委託契約を締結する。臨時雇用の利用が認められるのは、以下の場合に限られる。

- 賃金労働者の代替として利用する場合。ただし、団体紛争の場合を除く。
- 臨時の業務増加、または新規の業務発生の場合。
- 差し迫った事故の防止、予防措置、または機材・設備の欠陥修復のために、ただちに必要とされる雇用。

臨時労働者の業務期間は3カ月を超えてはならず、更新を含めて合計6カ月を超えない範囲内で更新することができるが、更新による各契約期間は1カ月を超えてはならない。業務期間が上述の最大期間を超えた場合、当該臨時労働者は、人材派遣業者を介して労働者を業務にあたらせる会社から、業務開始日に遡って直接雇用されているものとみなす。

原則として、臨時労働者への報酬は人材派遣業者から支払われ、またこの報酬は同職種の最低賃金を下回ってはならない。ただし、人材派遣業者が労働者に対する報酬の支払いを履行しない場合、1996年3月7日付政令第96-194号に基づき、人材派遣業者を介して労働者を業務にあたらせる会社は、業務期間中、臨時労働者に対し報酬を支払う義務を負う。

7.1.2. 外国人労働者の雇用

2020年9月18日更新

西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）非加盟国の国籍をもつ外国人労働者がコートジボワールに滞在するためには相応のビザが必要である。滞在期間が3カ月を超える場合、国家身分証明事務所に対し滞在許可証の申請を行わなければならない。滞在許可証の手続き費用は場合により3万5,000～30万CFAフランである。

外国人労働者の雇用は、2004年6月15日付命令第6421号によって規制される。この命令には、外国人労働者の採用および雇用契約・ビザの費用に関する2004年2月19日付命令第1437号の改正規定が定められている。これらの命令に定める規定は、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）または西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）の加盟国民を含みすべての外国人労働者に適用される。

外国人労働者の募集には、次に定める手続きが適用される。

- 外国人の賃金労働者（会社の代表者、農業の未熟練労働者、家事使用人を除く）を雇い入れる前に、青年雇用促進庁（Agence Emploi Jeune、以下、雇用促進庁）に対して、欠員があることを届け出る。
- 国内の新聞において、欠員または募集の通知を1カ月間公示する。
- 外国人労働者の募集は、上記の欠員通知の掲載期限後に行う。
- 雇用促進庁に対して、ビザの申請書類を提出する。

ビザを申請するには、雇用促進庁宛に下記の書類を提出する。

- 雇用主によって適切に作成され、署名された雇用促進庁宛の申請様式4通
- 雇用対象者の職務経歴書
- 雇用対象者の給与および付加給が明示された給与明細または雇用契約
- 雇用対象者の前科簿原本
- 雇用対象者の履歴書の写し
- 健康診断証明書

上記の手続きに従わない場合、違反者には罰金が科される。ビザ取得費用は、雇用契約の性質（CDD または CDI）、さらに、従業員がアフリカ人かどうかによって異なる。

雇用促進庁からビザが交付された場合、雇用促進庁宛てに提出された雇用契約の写しを考慮の上、雇用促進庁によって外国人労働者の労働許可が発行される。併せて、証明写真 2 枚（同一のもの）と 5,000CFA フラン（金額は場合によって変更の可能性あり）を提出しなければならない。

要するに、外国人労働者は現行法規に従って滞在許可証および労働許可証を取得する必要がある。

7.2. 雇用契約の締結

7.2.1. 当事者の義務

7.2.1.1. 賃金労働者

賃金労働者の主な義務は、合意された業務を忠実に、かつ職業上の守秘義務を遵守して実施することである。賃金労働者は、自身の雇用主である会社と競合する行為を行ってはならない。賃金労働者は、自身の雇用契約で明示的に許可されている場合を除き、勤務時間外にほかの業務を行ってはならない。

7.2.1.2. 雇用主

7.2.1.2.1. 賃金労働者に対する報酬

雇用主の義務は、従業員に対して、合意された報酬を支払うことである。この報酬は、給与と各種手当からなる。

a) 給与

給与は、通常、当事者間で自由に決められる。ただし、全業界最低保証賃金の改定に関する 2022 年 12 月 21 日付政令第 2022-986 号に従い、全業界最低保証賃金（SMIG）が月額 7 万 5,000CFA フランに設定されており、業種を問わずすべての従業員に適用される。

さらに、業務分野および職種に応じて決まる、慣習上の強制的最低賃金（業界別最低賃金）がある。現行の業界別最低賃金は、2023 年 5 月 19 日付命令第 0050 号 MEPS/CAB により改定された。このため、基本賃金（業界別最低賃金）と付加給（実際の賃金と業界別最低賃金との差）とは区別するものとする。

常勤従業員の給与は月ごとに支払われる。日雇労働者の給与は時間給、日当または 2 週間単位で支払われる。雇用主は、賃金労働者に対して給与明細を交付しなければならない。

b) 各種手当

給与に加えて、従業員は年功手当、通勤手当、年末ボーナス・賞与金、外国人労働手当など、いくつかのボーナスおよび手当を受ける権利を有する。

- 年功手当

入社 2 年後から、賃金労働者は業界別基本賃金に基づいて計算される年功手当を受領する権利を有する。入社 2 年後の金額は 2% であり、その後は 25 年に達するまで勤務年数 1 年ごとに 1% が加算される。

- 通勤手当

従業員に対しては、月ごとの通勤手当の支給が義務付けられている。その最低金額はアビジャンで3万 CFA フラン、ブアケで2万 5,000 CFA フラン、その他の都市で2万 1,000 CFA フランに設定されている（通勤手当の改定に関する2020年1月30日付命令第220-012号 MEPS/CAB を参照）。

- 年末ボーナス・賞与金

支給は義務的であり、出勤時間数に応じて年末に支払われる。賃金労働者の業界別基本賃金の75%以上に相当する。

- 外国人労働手当

外国人労働者の地位を有する従業員に支給され、業界別基本賃金の10分の4である。

上記のボーナス・手当のほかに、食事手当、洗濯手当、備品手当、娯楽手当などの手当が支給されることもある。

7.2.1.2.2. 特別機関への届け出

事業者は、(i) 社会保障公庫（以下、CNPS）および(ii) 労働監督局にて一定の届け出を行う義務を負う。

a) CNPS

事業者は、会社設立の際に会社の本拠地の CNPS にて届け出を行い、雇用者番号を取得しなければならない。採用にあたっては、雇用主は従業員が社会保障給付を受けられるよう、CNPS にて従業員の届け出（登録）を行わなければならない。これらの登録手続きは、CNPS から取得した特定の様式を利用して行う（コートジボワールの社会保障制度に関する章を参照のこと）。

b) 労働監督局

税務署で納税登録を行った事業者は、会社の所在地を管轄する労働監督局にて、特定の様式にて事業届けを行わなければならない。また、毎年1月1日までに雇用している従業員の状況に関する届け出を行わなければならない。

7.2.1.2.3. 社内規則の作成

会社の従業員が10人（日雇労働者、パートタイムおよび臨時労働者は除く）を超えた場合には、社内規則の作成が義務付けられる。

7.2.1.2.4. 記録簿の備置義務

雇用主の記録簿は以下の3種類からなる。

- ① 会社に勤務する従業員および雇用契約に関する情報の記録
- ② 賃金、休暇および実施された業務に関する記録
- ③ ビザ、労働・社会保障監督官による履行の催促・意見書に関する記録

7.2.1.2.5. 保健担当部署

会社または事業体はすべて、その従業員のための保健担当部署を整備しなければならない。会社が整備すべき医療スタッフや医療器具は、従業員の数によって異なる。雇用主は従業員に対して一定の健康診断を保証する義務を負う。

7.2.1.2.6. 衛生・安全・労働条件委員会 (CSST)

賃金労働者が通常 50 人を超える会社または事業体の雇用主は CSST を設置する義務を負う。

7.2.2. 試用期間

雇用契約に先立ち、試用期間が設定されることがある。試用期間に関しては書面にて定めなければならない、これに違反した場合、雇用契約は無期限のものとなされる。試用期間の長さおよびその更新方法は政令にて定められる。

7.2.3. 枠組み、雇用期間および勤務時間

労働法に関する 2015 年 7 月 20 日付法律 2015-532 号を改正する 2021 年 12 月 22 日付オールドナンス第 2021-902 号は、2023 年 6 月 7 日付法律第 2023-594 号により批准され、労働法が適用される労働者に対するテレワークの実施条件を定める 2022 年 1 月 12 日付政令第 2022-31 号により補完された結果、雇用者と被雇用者の間で合意された業務は、テレワーク制度の下で被雇用者が行うことができる。すなわち、事業場内で実施可能な業務の全部または一部を被雇用者が情報通信技術を用いて事業場外で実施することである。

テレワークの実施可能性は、雇用契約または既存の雇用契約の変更で正式に規定されなければならない。

労働時間の振替・喪失労働時間の埋め合わせ、超過時間勤務、適用除外（恒常的／一時的）に関する規則を除き、1 週間あたりの勤務時間は、以下を超えてはならない。

- 農業以外の分野の会社については、週 40 時間
- 農業関連の施設・企業およびこれらに相当する企業については、週 48 時間

勤務時間帯は、雇用主によって以下の配分モデルに基づき決定される。

- 1 週間あたり 5 勤務日、1 日あたり 8 時間
- 1 週間の勤務日 1 日あたり 6 時間 40 分
- 1 週間あたり 40 時間の勤務日を 1 日 8 時間を限度として不均等に配分する。

雇用契約によりパートタイム労働について定めることもできる。パートタイム雇用は、労働時間が 1 週間あたり 30 時間以内であるか、1 カ月あたり 120 時間以内である雇用形態をいう。パートタイム労働は書面にて定め、労働・社会保障監督局に届け出なければならない。

7.2.4. 労働者の休暇

労働者には、合計 24 時間以上の週休が義務的に与えられる。原則的には日曜日である。公的休日制度に関する 1996 年 3 月 7 日付政令第 96-205 号により、休日とされる市民的・宗教的な祝祭日は次のとおりである。

- 1) 1月1日の休日
- 2) 復活の月曜日
- 3) キリスト昇天祭
- 4) 聖霊降臨節の月曜日
- 5) ラマダン明け祭日 (Aid-Al-Fitr)
- 6) 犠牲祭 (Tabaski)
- 7) 聖母被昇天祭 (8月15日)
- 8) 万聖節 (11月1日)
- 9) 国民平和の日 (11月15日)
- 10) クリスマス (12月25日)
- 11) 運命の夜翌日 (Laï latou-Kadr)
- 12) 預言者聖誕日の翌日 (Maouloud)
- 13) 国祭日および労働者の日が日曜日である場合にはその翌日
- 14) ラマダン明け祭日が日曜日である場合にはその翌日
- 15) クリスマスが日曜日である場合にはその翌日
- 16) 犠牲祭 (Tabaski) が日曜日である場合にはその翌日

7.2.5 有給休暇

契約または団体協約にてより有利な定めがない限り、従業員は実働の勤務月あたり2.2日の有給休暇が与えられる。ただし、労働協約の対象外の会社であって、その従業員に毎週2日の勤務日のみが与えられる会社を除く。一方、外国人労働者には、第1回滞在期間中は勤務1カ月あたり5暦日（第1回休暇を取る前）、第2回以降の滞在期間中は6暦日の休暇が与えられる。この期間は、従業員の年次に応じて延長することができる。従業員は、休暇期間中は雇用主から支給される手当を受領する。

7.3. 雇用関係の中断

以下の場合には、雇用契約は中断される。

- a) 雇用主が兵役もしくは強制的軍事訓練への徴収のために事業が閉鎖される場合
- b) 従業員の兵役期間中、または従業員に義務付けられる強制的軍事訓練期間中
- c) 従業員が、認可医師による正式な証明を受けた病気によって病欠している場合は6カ月間以内（延長の場合を除く）。長期間の疾病の場合は期限を12カ月までとする。この期限は、代替りの労働者が見つかるまで延長することができる。
- d) 従業員が、業務に関係のない事情によって一時拘留されており、そのことを雇用主が知った場合には、6カ月間以内
- e) 雇用主が従業員に対して、家庭に直接影響を及ぼす家族事情により例外的に許可する場合
- f) 一時解雇の期間中

前半の三つの場合に関しては、従業員には休職中であっても給与相当額の手当を支給しなければならない。後半の三つの場合に関しては、雇用主は引続き報酬を支払う義務はな

い。業務上以外の疾病または負傷の期間中、従業員の報酬は年次およびカテゴリーに基づいて決定される。

- 業務上の負傷および疾病

業務上負傷とは、勤務中に、または勤務が原因で発生する負傷である。移動中の事故（通勤中に発生する）は業務上負傷とみなされる。業務上疾病のリストは政令によって定められている。業務上負傷・業務上疾病の補償範囲は、CNPS によって定められている（コートジボワールの社会保障制度の個所を参照のこと）。

- 産休

妊娠している賃金労働者は、出産前の 6 週間と出産後の 8 週間の連続 14 週間の休暇を取ることができる。この期間中、当該労働者の手当は CNPS によって支給される。

- 特別許可休暇

特別許可休暇は、労働法第 25-4 条および労働協約第 25 条に定められる。これらの許可は、勤続 6 カ月以上で家庭の事情によって影響を受ける従業員に対して与えられ、1 年あたり 10 勤務日までとし、有給でかつ年次休暇から差引かれない。その事由は以下のとおりである。

本人の結婚	4 勤務日
子供または兄弟姉妹の結婚	2 勤務日
配偶者の死亡	5 勤務日
子供または父母の死亡	5 勤務日
兄弟姉妹の死亡	2 勤務日
義父または義母の死亡	2 勤務日
子供の出生	1 勤務日
子供の洗礼	1 勤務日
初聖体拝領式	1 勤務日
引っ越し（家）	1 勤務日

これらの休暇を取得するには、書面または従業員代表者の立ち会いによる、雇用主の事前承認を必要とする。ただし、事前許可を取ることが不可能な場合は例外とし、このような場合には、欠勤の理由を裏付ける証拠を、事由発生後 15 日以内に提出しなければならない。

7.4. 従業員代表

7.4.1. 従業員代表

常勤労働者が 10 人を超える会社では、雇用主は従業員代表（正および副）の選挙を開催する義務を負う。労働監督官も選挙の準備と実施に加わる。代表者の数は従業員の数によって決まる。

7.4.2. 組合代表

恒常的かつ代表権のある組合が組織されている場合（従業員代表選挙の第1回目または第2回目において、有効投票数が全登録有権者の15%以上で、その30%以上を獲得した場合には、組合は代表権を得る）組合によって組合の代表者が選出される。新労働法においては、企業委員会によって従業員代表と組合代表に加えて労働者代表の設置も確保される。

7.4.3. 企業委員会

常時使用する従業員数が300人以上のすべての企業に、企業委員会が設置されている。この委員会は、会社経営陣の代表者と従業員の代表者で構成され、その役割は以下のとおりである。

- 特に従業員の共済制度や食堂など、会社の福利厚生を管理する。
- 特に従業員を社会保障公庫(CNPS)に登録し、個々の給与をCNPSに申告することなどにより、雇用主が社会的義務を遵守していることを定期的に確認する。
- 雇用・生産条件を改善するための提案書を提出する。

7.5. 労働安全衛生

労働法は、通常50人以上を使用する事業所や企業には、安全衛生委員会を設置しなければならないと定めている。同委員会は基本的に、労働者の保護と健康が確保される職場の安全衛生条件を審議する責任を負う。同委員会は、法律および規制要件の遵守を監督し、安全衛生における労働者の教育に寄与する。

7.6. 懲戒の権限

会社内部においては、懲戒権限は企業の長が行使するが、企業の長はその権限の一部をほかの者に委任することができる。処分内容は以下の段階のとおりとする。

- ① 書面による警告
- ② 1～3日間の無給の一時解職
- ③ 4～8日間の無給の一時解職
- ④ 解雇

懲戒手続きにあたっては、まず従業員に対して釈明要求を送付し、雇用主が説明（書面または口頭）を受ける。最終的には、従業員に対して懲戒処分が通知される。この際、その原本が労働監督局に送付される。

雇用主が、同一の違反行為について罰金または2倍の懲戒処分を与えることは厳しく禁じられている。

7.7. 雇用関係の解除

7.7.1. 予告

雇用契約を解除しようとする当事者は、その意思を相手方に対して予告しなければならない。ただし、解除事由が重大な違反行為による場合を除く。予告期間は、従業員の職種

および年次によって異なる。予告期間中は、従業員は新たな職を探すための自由な時間を享受する。

7.7.2. 退職

従業員は自由に契約解除する権利を有し、その決定の理由を説明する必要はない。しかし、期限付きの雇用契約（CDD）に関しては、契約解除によって損害賠償の支払いが発生する。

7.7.3. 解雇

雇用主は、会社固有の理由により（経済的理由による解雇）、または従業員本人固有の理由（本人の職業能力欠如、指示された仕事を行う能力の明白な欠如、重大な違反行為）により、従業員を解雇することができる。解雇の理由が正当な性質なものとなるためには、現実的かつ深刻なものでなければならない。そうでない場合には権利濫用となる。

7.7.3.1. 従業員本人の理由による解雇

この解雇は、従業員の明白な職業能力欠如または重大な違反行為が原因で行われる。従業員本人の理由による解雇の手続きは、7.5.で述べた懲戒処分に適用される手続きと同様である。

7.7.3.2. 経済的理由による解雇

この理由による従業員解雇は、会社の業務および収支に悪影響を及ぼすような、雇用情勢の逼迫または継続的な変化、技術の変化、リストラクチャリング、経済的困難を原因として行われる。経済的理由による解雇が集团的、すなわち複数の者に対して行われる場合、以下のような特別の手続きを経て実施される。

- 労働監督官の立ち会いのもと、従業員代表との説明会が開かれる。
- 従業員代表と労働監督官に対して、説明会の15営業日前までに、解雇の理由、基準、解雇される従業員のリストおよび解雇日を記載した書類が交付される。
- 労働監督官および当事者が議事録に署名する。

解雇通知は、説明会の議事録に署名がなされた後に行うことができる。上記に説明した手続きに従わない場合不当解雇となる。

さらに、2015年7月20日に制定された労働法を適用し、経済的理由による集団解雇に関する規定の適用条件を定めた政令が、2024年3月13日（水）に閣議決定された。この政令は、雇用主が申し立てることができる、規定の理由に応じて、必要な書類と管轄機関への事案照会手続きを定めている。ただし、この政令はまず共和国官報に掲載されなければならない。現在までのところ、経済的理由による集団解雇に関する規定の施行令はまだ公布されていない。

7.7.3.3. 解雇手当

解雇が従業員の重大な違反行為によらない場合、当該従業員が在職1年以上であることを証明すれば、雇用主から従業員に対して解雇手当が支払われる。解雇手当は、1年間の月平均給与に対し、一定比率を乗じて算出される。

7.7.3.4. 損害賠償

雇用契約が不当に解除された場合、雇用主は、損害賠償の支払いを命じられることがある。

7.7.4. 定年退職

社会保険法の改正に関する 2012 年 1 月 11 日付オールドナンス第 2012-03 号の施行に伴い、定年退職の年齢は 60 歳に変更された。

退職時には、手当が支給される。退職手当の計算は解雇手当の場合と同じ基準ベースおよび規則に従って計算される。

7.7.5. 合意解雇

雇用主および従業員は、雇用契約の解除に向けた交渉に合意することができる。

7.7.6. 従業員の死亡

従業員が死亡した際には、その資格を有する受益者に対して手当を支払わなければならない。この手当は、解雇手当として計算される。また、葬儀費用手当が支給される。

7.8. 労働争議の解決

7.8.1. 個人的な争議

職場における個人間の争議（すなわち、従業員間または従業員と雇用主間の争議）については、契約の一方当事者により、労働監督官による和解手続きを申し立てることができる。合意に達した場合、それは両者間の和解とみなされ、合意内容を順守しなければならない。和解に達しない場合、会社所在地の労働裁判所において、裁判所書記官に対する書面または口頭の陳述による紛争解決手続きがとられる。ただし、雇用契約の解除を原因とする紛争に関しては、契約上の管轄指定にかかわらず、従業員は自己の居住地の裁判所または勤務地の裁判所のいずれかを選択することができる。裁判所に付託した場合であっても、当事者はいつでも和解することができる。

7.8.2 団体争議

団体的労働争議とは、職場における労働者の集団的利益に関する一つまたは複数の問題点をめぐる、従業員と雇用主間の紛争である。従業員は、ストライキ権を有する。しかし、ストライキを行うには、当事者間の交渉を可能とするため、会社の経営陣および場合によっては当該分野の経営者団体に対し、6 営業日以上前に通知しなければならない。また労働管理当局に対しても、書面で事前通知を行う必要がある。上記の通知期間の満了前で、義務付けられている和解手続きが尽くされるまでは、ストライキを開始することは禁じられる。和解手続きが不調に終わった場合、その紛争は労働法第 82 条第 8 号から第 11 号に定める仲裁手続きまたは調停手続きに付すことができる。

8. コートジボワールの社会保障制度

8.1. 背景

8.1.1. 組織

コートジボワールの一般社会保障制度は、社会保障公庫（以下、CNPS）によって管理されている。CNPS は、雇用・社会保障・職業訓練省（運営・技術面での監督）および経済財政省（財政面での規制）による二重の監督を受けている。

8.1.2. 構造

コートジボワールでは、社会保障制度は次の制度で成り立っている。

- 労働災害（業務上の負傷および疾病）
- 出産
- 退職、身体障害および死亡
- 家族手当

2019年7月17日付、自営業者のための社会福祉制度を制定するオールドナンス第 2019-636号により、自営業者だけでなく、聖職者や宗教家も、以下のリスクをカバーする一定の CNPS 給付を受ける権利を有する。

- 出産
- 疾病
- 事故
- 老齢

8.1.3. 加入

賃金労働者を有する雇用主は、CNPS に加入し従業員の登録を行わなければならない。この加入は、最初の賃金労働者を雇入れた時点から効力を生じる。自営業または専門職に従事する者は、上記の一つまたは複数の制度に任意で加入する。この場合、その者は CNPS によるすべての業務上負傷給付を受けられるが、日当を受給することはできない。

2014年3月24日付法律により普遍的医療給付制度（以下、CMU）が創設、2019年7月1日から施行されており、運営はコートジボワール全国疾病保険金庫（CNAM）が行っている。CMU はコートジボワール国内居住者の疾病リスクをカバーする強制加入の保険制度であり、疾病、事故、妊娠出産、身体的・機能的リハビリテーションのいずれの場合の治療に関してもカバーされる。

CNPS 加入の民間企業に関しては現役の従業員・退職者とも全員に対して CMU への加入が義務付けられている。制度を利用するには、加入対象者が管理機構に加入申請を行う必要があり、登録日から利用可能となる。

8.1.4. 負担金

2023年1月1日以降、職業間最低保証賃金の改定に関する 2022年12月21日付政令第 2022-986号の施行により、社会保障負担金の算出は、最低賃金月額が 7万 5,000CFA フランとなり、年金については最高賃金月額が 337万 5,000CFA フランになった。

負担率				
制度	雇用主負担	労働者負担	合計	上限
家族手当	5.75% 内出産給 付 0.75%	なし	5.75%	月額 7 万 5,000 CFA フラン
労働災害	2～5% 活動内容に よる	なし	2～5%	月額 7 万 5,000 CFA フラン
年金	7.7%	6.3%	14%	月額 337 万 5,000CFA フラン
CMU (強制加入)	月額 500CFA フラン	月額 500CFA フラン		1 人あたり月額 1,000CFA フラン

8.2. 家族手当

この手当を受給できる者は、以下である。

- 法律上の婚姻をしている従業員
- 母子家庭の母で、CNPS に加入している雇用主によって連続して 3 カ月雇用されていることが証明される者
- 死亡した受給者の寡婦

家族手当には、以下のものが含まれる。

8.2.1. 従業員家庭手当

この手当は、1 回目の結婚による、または 2 回目の結婚（前配偶者が死亡した場合）による 3 人目までの子供の出生時（出生し戸籍の届け出がされた場合）に支払われる。手当の金額は 1 万 8,000CFA フランである。

8.2.2. 産前手当

この手当は、女性従業員または従業員の配偶者に対して、妊娠の届け出から臨月まで与えられる。この手当を受けるためには、妊娠の第 1 四半期が終了するまでに CNPS に対して妊娠届けを医師の診断書とともに提出しなければならない。

この手当は、以下のとおり 3 回に分けて支払われる。

- ①妊娠 3 カ月で最初の検診を受けた後：3,000CFA フラン
- ②妊娠 6 カ月で第 2 回検診を受けた後：6,000CFA フラン
- ③妊娠 8 カ月で第 3 回検診を受けた後：4,500CFA フラン

8.2.3. 産後手当

この手当は上記の出産前手当の受給者に与えられる。ただし、子供が 1 歳になるまで 2 カ月ごとに検診を受けなければならない。金額は 1 万 8,000CFA フランであり、内訳は以下のとおりである。

- ①出産時：9,000CFA フラン
- ②子供が 6 カ月に達したとき：4,500CFA フラン
- ③子供が 12 カ月に達したとき：4,500CFA フラン

8.2.4. 家族手当

この手当は、1 歳以上 14 歳未満（職業訓練中の子については 18 歳未満、進学または病気の場合には 21 歳未満）を扶養している従業員に対して与えられる。

この手当は子供 1 人あたり月額 5,000CFA フランであり、有給労働を 18 営業日または 120 時間行ったことを証明できるすべての賃金労働者に対して、以下の書類を提出することを条件に四半期ごとに支払われる。

- 雇用主が作成し署名した雇用証明書（6 カ月ごと）
- 母子家庭の場合は、父権証書（OPP）
- 6 歳未満の子または障害のある子の健康診断書
- 就学している子の就学証明書（学年ごと）
- 見習い期間中の子の出席証明書と見習い契約書（毎年）
- 婚姻証明書

8.2.5. 産後の日当

この手当は、CNPS に 3 カ月以上加入している雇用主に雇用されている女性従業員に与えられる。産前産後休暇（合計 14 週間：産前 6 週間、産後 8 週間）の間、CNPS は女性従業員に対して手取り給与額を支払う。

8.2.6. 出産費用・医療費の払い戻し

払い戻しの対象は、妊娠 3 カ月目から出産までにかかった、妊娠に関連する入院費用、医薬品代および診療の費用である。出産は医学機関で行わなければならない。

- ① 民間医療施設第 2 種公立病院の 1 日あたりレートを基礎として計算される。出産時には 5,000CFA フランを加算し、また多胎出産の場合には子供 1 人あたり 2,000CFA フランを加算する。
- ② 公立医療施設払戻金は、病院のカテゴリーに応じたレートに、入院日数を乗じて計算される。

8.3. 業務上の負傷および疾病

8.3.1. 労働災害

業務上の負傷には、業務中に職場にて発生するもの、通勤上の事故および雇用主が費用を負担する（業務出張中の）事故が含まれる。

業務上の疾病は、従業員が何らかの有害物質に恒常的にさらされることによって業務の遂行中に罹患する病気とする。業務上疾病はリスト化されており、国内法で業務上疾病として認定されている。

8.3.2. 事故の届け出

雇用主は、事故の発生から 48 時間以内に労働・社会保障監督局に届け出なければならない。届け出は、48 時間以内に形式を問わず書面にて行うことができる（電子メール、ファクシミリなど）が、後日雇用主は正式な届け出を提出しなければならない。

雇用主が届け出を提出しない場合、届け出は被害者（または被害者の権利承継人）が事故の発生から 2 年以内に行うことができる。業務上疾病に関しては、診断の日が事故の日に相当する。雇用主は、応急処置を施し、医師に連絡する義務を負い、さもなくば、被害者を会社の医療センターまたは最寄りの医療施設に連れて行く義務を負う。

8.3.3. 従業員の補償

業務上の負傷または疾病が原因で休職する従業員は、以下に相当する金額の補償を受ける権利を有する。

- 業務上の負傷または疾病の翌日以降、休職期間の間、被害者に適用される解約告知期間中：日給の全額
- 休養期間が解約告知期間を超える場合には、事故から 28 日目まで：日給の半額
- 休職後 29 日以降：賃金の 3 分の 2

8.4. 退職

8.4.1. 年金受給方法

年金を受給するためには以下の条件をすべて満たす必要がある。

- CNPS への登録（通常は「届け出」と呼ばれる）。
- 年齢が 60 歳に達していること。
- 賃金労働に 15 年間従事し、CNPS に加入している、一カ所または複数の会社で負担金を納付したこと。
- 有給の雇用が終了していること。

8.4.2. 年金の額

年金額の合計は、給与が最も高かった 15 年間の給与平均額に所定の置換率（2000 年 1 月 1 日までは 1.33%、以降は 1.70%）を乗じたものである。

8.4.3. 年金受領に必要な書類

年金の受給資格を得るには、申請書類を CNPS に提出しなければならない。従業員の場合、以下の書類を提出する必要がある。

- 退職年金受給申請書（所定用紙は CNPS から入手） 1 通
- 退職申告書（所定用紙は CNPS から手） 1 通
- 給与明細書（複数可）（所定用紙は CNPS から入手）
- 就労証明書（複数可）
- 過去 3 年間の給与明細書 3 通（12 月分を含む）
- 従業員とその配偶者の出生証明書
- 婚姻証明書 1 通
- 同一サイズの証明写真、本人 3 枚、配偶者 1 枚

- 従業員の銀行口座証明書（RIB）
- 従業員の身分証明書または領事カードのコピー

8.4.4. 退職年金の種類

退職年金の種類は、以下のとおりである。

- 通常年金（老齢年金）
- 一時年金
- 遺族年金（直接・間接の寡婦年金および孤児年金を含む。）

8.5. 社会保障関係の国際協定

コートジボワールは、社会保障に関する 3 種類の国際協定を締結している。

8.5.1. IPRAO 協定

この協定は、西アフリカ退職年金機構（IPRAO）とコートジボワール賃金労働者退職年金基金（CRTCI）との間で、1963 年 2 月 27 日に締結された。この協定は、コートジボワール、トーゴ、ベナン、セネガルおよびブルキナファソにより締結され、年金のみを対象としている。

1 カ所以上の加盟国において年金基金に加入している者であれば、国籍を問わず、社会保障制度に加入する会社に勤務していた勤務年数を通算し、老齢年金の受給権を得られるようにすることを目的としている。

8.5.2. コートジボワール・フランス間の社会保障に関する条約

フランスおよびコートジボワールの間で、社会保障に関する一般的な協定が締結されている（施行日は 1987 年 1 月 1 日）。その対象分野は以下のとおりである。

- 出産保険
- 業務上負傷・業務上疾病
- 家族手当
- 老齢保険
- 健康保険

この協定に基づき、コートジボワールで雇用され、またはそのようにみなされるフランス国民には、コートジボワールで適用される社会保障法令の対象となり、コートジボワールに居住する被扶養者も含め、コートジボワール国民と同様の条件を享受する。

8.5.3. CIPRES 協定

コートジボワールは、ほかの 13 のアフリカ諸国（IPRAO 協定の加盟国も含む）と同様に、アフリカ社会保障会議（CIPRES）設立に関する条約を 1993 年 9 月 22 日に調印している。